# 学力向上のための基盤づくりに関する普及・促進 公募要領

#### 1. 事業名

学力向上のための基盤づくりに関する普及・促進

# 2. 事業の趣旨

生涯学び続けるために必要な資質・能力を子供たちに身に付けさせるためには、学力向上のための基盤づくりを義務教育の早い段階から行っていくことが重要である。本事業では、令和元年度から令和4年度にかけて、委託契約を締結した各実践団体(以下「実践団体」という。)において、子供たちの学習の基盤を形成する観点から、学力に関するデータの取得及び分析により、学力の向上について有効な取組を行うための実証的な調査研究を行い、研究成果報告書の作成を行ってきた。

今般、各学校や教育委員会における研究の取組とその成果について、当該研究に知見を有する有識者(以下「有識者」という。)による専門的な知見に基づき、より精緻な分析を行い、各学校や教育委員会がより参考としやすいよう整理した『学力向上のための基盤づくり事業成果報告書』(以下「事業成果報告書」という。)を作成する。

なお、本事業は「学力向上のための基盤づくりに関する調査研究」に係る事業である。

# 3. 事業の内容

上記2. に示す趣旨を踏まえ、有識者の参画を得て(1)事業成果報告書の作成及び(2)事業全体の進捗管理を行うための検討会議の開催を行う。有識者は5名程度を想定しており、文部科学省と相談しながら受託者が選定する。なお、(1)、(2)の実施に当たり、受託者は文部科学省に随時報告を行い、連絡・調整を密にすること。

# (1) 事業成果報告書の作成

実践団体(※1)の研究成果報告書を基に、以下の事項に従って事業成果報告書を作成する。事業成果報告書は、有識者が執筆する原稿及び実践団体が作成する資料をそれぞれ集約・編集するものとする。その際、読み手にとって見やすく分かりやすいデザインの事業成果報告書を作成するよう留意する。

①事業成果報告書の構成・内容等

第1部:学力向上のための基盤づくりに関する調査研究事業から得られた研究 知見と今後の展望

(内容) 実践団体が取り組む研究の政策的意義や得られた成果、同様の取組を 行う他地域の教育委員会・学校への示唆、研究の成果をよりよいもの とする観点からの今後の課題等について、有識者がそれぞれの専門的 見地から執筆した原稿を集約・編集する。有識者による執筆の際、実 践団体から追加的に情報を得る必要がある場合には、オンライン(又 は実地)でのヒアリングを調整し、記録等を行う。このヒアリングは、 有識者1名につき最大3回程度を目安として予算の範囲内で実施する。

第2部:学力向上のための基盤づくりに関する調査研究報告及び概要

(内容) 実践団体の取組概要やポイントを整理し、実践団体がこれまでに作成した研究成果報告書にリンクした QR コードを付記した資料 (PowerPoint スライド2頁~4頁程度) を実践団体に依頼して作成、集約・編集する。

# ②提出方法

事業成果報告書は 30 頁程度を想定しており、形式は紙媒体(A4版、両面、カラー)90 部及び電子データとする。紙媒体については、有識者、実践団体、及び都道府県・政令指定都市の指導事務主管課に1部ずつ郵送し、残余は文部科学省に提出する。

③提出期限 令和5年12月27日(水)

# (※1) 実践団体一覧

○令和元・2年度

学校法人千葉工業大学	羽島市教育委員会
横浜市教育委員会	いなべ市教育委員会

<実践団体作成の研究成果報告書>

https://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/new-cs/1420676\_00003.htm

○令和3・4年度

学校法人千葉工業大学	国立大学法人佐賀大学
横浜市教育委員会	大阪府教育委員会
羽島市教育委員会	福津市教育委員会
国立大学法人愛媛大学	山口県

<sup>&</sup>lt;実践団体作成の研究成果報告書>

https://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/new-cs/1420676\_00004.htm

#### (2) 検討会議の開催

事業全体の進捗管理を行うため、本事業に知見を有する有識者、受託者及び文部 科学省による検討会議を組織し、所要の調整、オンライン会議の設定、資料作成、 記録等の事務を行う。以下の内容を目安として、期間中に4回程度開催することを 想定している。

第1回:顔合わせ、事業内容及び進め方の確認等

第2回:事業成果報告書の進捗確認、ヒアリング状況の共有

第3回:事業成果報告書の素案の確認

第4回:事業成果報告書の最終原稿案の確認

# 4. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。 なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意 を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

# 5. 公募対象

公募対象は法人格を有する団体(以下、「受託者」という。)とする。

# 6. 事業期間、事業規模、採択予定件数

事業期間:契約締結日~令和6年3月15日(金曜日)

事業規模:1件当たり260万円程度

採 択 数:1件(予定) 採択件数は審査委員会が決定する。

なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

# 7. 選定方法及び選定結果の通知

審査は、本委託事業を選定するための審査委員会を設置して行う。審査方法ついては 別添「審査基準」のとおり。選定終了後、30日以内にすべての提案者に選定結果を通知 する。

# 8. 公募説明会の開催

以下のとおり、公募説明会を開催する。公募説明会への参加を希望する場合は、専用フォームより必要事項を記入の上、申請すること(申請締切:令和5年5月31日(水曜日)17時)。なお、登録時に入力を求める情報は、参加登録の確認のみに使用し、他の用途には使用しない。なお、企画競争の参加に当たって本説明会への参加は任意とする。

開催日時:令和5年6月1日(木曜日)14時~15時

開催場所:オンライン開催

<参加申込フォーム>https://forms.office.com/r/H058TDDcVe 🗖



#### 9. 事業計画書の提出場所・提出方法・提出書類・提出期限

- (1) 提出場所
  - ①メールアドレス: kyokyo@mext.go.jp
  - ②電話番号 : 03-6734-2369
  - ③郵送先及び本件担当

〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目 2 - 2 文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程企画室審議・調整係

(2) 提出方法 E-mail 又は郵送により提出すること。

#### ○E-mail

- ・PDFファイルにて提出書類をメールに添付して送信すること。
- ・メールの件名は「(機関名):事業計画書(学力向上のための基盤づくりに関する普及・促進)」とすること。
- ・添付ファイルは1通にまとめて送信すること。ただし、ファイルを含めメールの容量が 10MB を超える場合は、件名の最後に番号を付けて複数回に分けて送信すること。
- ・メール受領後、申請者に対してメールにより受領確認を送信する。送信後、ファイル 提出後3日を経過しても受領確認メールが届かない場合は、(1)②の「電話番号」 まで照会すること。
- ・メール送信上の事故(未達等)について、文部科学省は一切の責任を負わない。

#### ○郵送

- ・ 簡易書留、宅配便等、送達記録の残る方法で印刷した書類(1部)を送付すること。
- 郵送上またはメール送信上の事故(未達等)について当方は一切の責任を負わない。
- (3) 提出書類
  - ①事業計画書【様式1】
  - ②審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等を受けている場合はその写し
  - ③誓約書【様式2】
  - ④本件に関する事務連絡先 (様式は任意)
- (4) 提出期限 令和5年6月19日(月曜日)17時必着
  - ※ すべての提出書類をこの期限までに提出すること。
  - ※ メールでデータを送信した書類については、送信時に提出されたものとみなす。
  - ※ 提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差替えは認めない。

# 10. 誓約書の提出

- (1)本企画競争に参加を希望する者は、事業計画書の提出時に、暴力団等に該当しない 旨の別添の誓約書を提出すること。また、事業計画書の内容に業務を別の者に再委 託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。
- (2) 前項の誓約書を提出しない者、虚偽の誓約をした者及び誓約書に反することとなったときは、当該者の事業計画書は無効とするものとする。

# 11. 契約締結に関する取り決め

(1) 契約額の決定方法について

採択決定の後、採択者と契約額及び契約の条件等について調整を行う。契約額については国が事業計画書と参考見積価格等を精査し、委託要項等で経費として認めているもの以外の経費、業務の履行に必要ではない経費、過大に見積もられた経費等は負担しない。したがって契約額は採択者が提示する参考見積価格とは必ずしも一致しないのでその点を承知しておくこと。また、契約額及び契約の条件等について双方の合意が得られない場合には採択決定を取り消すこととなるのでその点についても承知しておくこと。

(2) 契約締結前の執行について

国の契約は会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、たとえ本事業に採択されたとしても双方が契約書に押印していない間は事業に着手することはできない。したがって、それ以前に採択者が要した経費についても国は負担することはないのでその点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めて行くこと。なお、業務の一部を別の者に再委託する場合はその再委託先にも伝えておくこと。

# 12. スケジュール

- (1)公募開始:令和5年5月24日(水曜日)
- (2) 公募締切:令和5年6月19日(月曜日)
- (3) 審 查:令和5年6月下旬
- (4) 採択決定:7月上旬
- (5) 契約締結:令和5年7月7日(金曜日)
- (6) 契約期間:契約締結日から令和6年3月15日(金曜日)まで

# 13. 完了報告書等

- (1) 本事業における受託団体は、委託契約が完了(廃止)したときは、以下の資料を完了(廃止) した日から10日を経過した日までに提出することとする。
  - 完了報告書
  - 完了決算書
  - 支出を証する書類の写し
  - · 事業成果報告書

なお、完了報告書の様式は、今後変更することがあり得る。

(2) 完了報告書及び事業成果報告書については、文部科学省においてその集録を編集し、 一部または全部を修正・翻案し、文部科学省刊行物をはじめとした書籍、インター ネット及びその他の媒体により公表することができるものとする。

# 14. その他

(1)提出書類の作成費用は、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。

- (2) 提出された提出書類については、返却しない。
- (3) 文部科学省は必要に応じ、本事業の実施状況及び経理処理状況について調査を行う。
- (4) 文部科学省は、本事業の適切な運営や趣旨の実現に資するため、必要に応じ、実践団体への実地調査、検討会議等に参画する。
- (5) 事業開始後に事業の進捗状況からみて特筆すべき事項が生じたときは、速やかに文 部科学省初等中等教育局教育課程課にその内容が判断できる書類を提出すること。
- (6) この要領に定めのない事項で本事業の実施に必要な事項は、文部科学省が別に指示する。
- (7) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等は回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- (8) 本事業の実施にあたっては、事業計画書及び契約書等を遵守すること。また、女性 の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など事業計画書に記載し た事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった 場合には速やかに発注者に届け出ること。
- (9) 再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再 委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当 する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において 競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。
- (10) 再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。
- (11) 審査終了後、ただちに採択者と契約に向けた手続きに入る。すみやかに契約締結するため、遅滞なく以下の書類を提出すること。業務計画に再委託が予定されている場合は再委託先にも周知しておくこと。

[契約締結にあたり必要となる書類]

- ・事業計画書(委託業務経費内訳または参考見積書を含すe)
- ・委託業務経費(再委託に係るものを含む)の積算根拠資料 (人件費単価表、謝金単価表、旅費支給規定、見積書、一般管理費率算定根拠資料など)
- ・再委託に係る委託業務経費内訳
- ·別紙(銀行口座情報)